

平成29年度神経難病診療体制構築事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 熊本県内の神経難病患者が安心して質の高い医療サービスの提供を受けることができる診療体制の構築を図るために、国立大学法人熊本大学に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、別に定める。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を補助事業者が押印して証明したものとする。

(補助金の交付の条件)

第3条 熊本県補助金等交付規則第5条第1項第3号のその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 事業により取得した財産の価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の備品については、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 知事の承認を受けて事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(4) 要項第12条第1項の規定により補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

(変更交付申請)

第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(申請の取下げ)

第5条 要項第6条の申請の取下げをすることのできる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して5日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第6条 要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別記様式第2号によるものとする。
- 2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、別に定めるものとする。
- 3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は平成29年3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、平成29年6月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

事業者名： _____

支出予定額	円（左記金額の内訳は別紙のとおり）
必要性及び目的	
事業内容	
1	医療スタッフの人材育成及び診療支援
2	神経難病データベース構築
3	講演会開催等の啓発活動
4	1～3の実施に伴うコーディネーター（特任教授等）の配置

(別紙)

平成29年度神経難病診療体制構築事業支出予定額内訳

対象経費	支出予定額内訳
<p>報酬 給料※ 職員諸手当※ 共済費※ 会議費 賃金 報償費 旅費 需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費) 役務費(通信運搬費、保守料、広告料) 委託料 使用料及び賃借料 負担金 備品購入費</p> <p>※給料、職員諸手当及び共済費については、1から4までの事業に従事する、医師、臨床検査技師、事務補佐員に限る。</p>	
対象経費合計	円

事業者名： _____

支出額	円（左記金額の内訳は別紙のとおり）	
事業内容		
1	医療スタッフの人材育成及び診療支援	
2	神経難病データベース構築	
3	講演会開催等の啓発活動	
4	1～3の実施に伴うコーディネーター（特任教授等）の配置	
※事業期間中におけるコーディネーターの変更等が生じた場合に記載すること。		
事業の効果		今後の課題

(別紙)

平成29年度神経難病診療体制構築事業支出額内訳

対象経費	支出額内訳
<p>報酬 給料※ 職員諸手当※ 共済費※ 会議費 賃金 報償費 旅費 需用費(図書購入費、消耗品費、印刷製本費) 役務費(通信運搬費、保守料、広告料) 委託料 使用料及び賃借料 負担金 備品購入費</p> <p>※給料、職員諸手当及び共済費については、1から4までの事業に従事する、医師、臨床検査技師、事務補佐員に限る。</p>	
対象経費合計	円